

山口県指定 有形文化財

三木造十一面觀音菩薩立像

昭和四四年二月四日指定

山口市朝倉町三番一四〇号

この観音像は、もと大林寺の後方の岩戸山にまつ
られていたものを、江戸時代にこの地に移したものである。

高さ九六.五センチ、檜材の一木彫り、寄せ木造りの
立像で、頭体部とともに一材を合わせ、内刳りを
施してある。髪、眉、目に墨、唇、白毫に朱を
塗るほかに彩色はない。

胎内背面に「治承二年戊戌四月十八日壬午申時始造之
同閏六月十三日乙巳作畢 仏師僧禪忍十輪房生
年四十一歳戊午年生人為滅罪生善極樂桂生也」という
墨書きがあり、治承二年（一七八八年）に禪忍十輪房が
造つたことかはつきりする。藤原時代末の作で、
造像年代、作者が明らかなることは珍しく、県下の
彌刻史上短めて重要な資料として価値が高いもの
である。

開扉があるので、平時は拝することができる。